

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準等）

第36条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第36条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- （1）タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- （2）タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- （3）静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
- （4）静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。

※ 改正経過：追加〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成11年条例第8号〕、一部改正〔平成14年条例第7号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準等について定めたものである。なお、移動タンクの貯蔵又は取扱いを行う場合は第35条の基準が適用され、さらに移動タンクの技術上の基準については第36条の4第2項第4号の基準が適用される。また移動タンクに付随する附属設備（配管等）に対しては、第36条の2第2項（第1号、第7号から第9号）の基準が適用されることに留意する。

「移動タンク」とは、車両に固定されたタンクにより危険物を貯蔵し、危険物をタンクへ荷卸しし、又は容器への詰替えを目的とするものをいう。

※ 本条は、2つの項で構成されているが、読みやすさを勘案し、第1項条文・第1項解説→第2項条文・第2項解説の構成とする。

【解説】

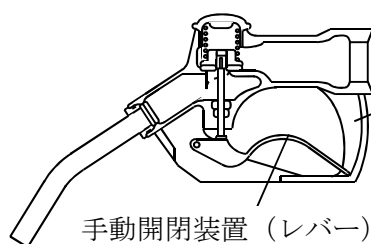
1 危険物の注入作業時の基準（第1号関係）

移動タンクから他のタンクに危険物の注入を行う際には、その注入口付近において流出等の災害が生じるおそれがあるため、移動タンクの注入ホースを、注入口に緊結しなければならない。

ただし、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（いわゆるピストルノズル）により注入する場合には、緊結しないことができる。この規定は、注入ノズル部において人が常に確認しつつ注入する形式のノズルを用いることにより、流出を回避できることを考慮して設けられたものであるため、手動開閉装置を開放状態で固定できるストッパー（ラッチ）を備えた注入ノズルの場合には適用されない。

なお、ピストルノズルのノズル先端まで危険物が注入された場合に、自動的に弁が閉鎖されるノズル（オートストップノズル）の使用については、ラッチが付いているものでない限り、その使用を認めて差し支えないものである。

注入ノズル（オートストップ無し）の例（断面図）



この部分等にレバーを固定するストッパー等が取り付けられているものを、緊結しない注入作業時に使用することは認められない。

2 容器詰め替えに関する例外（第2号関係）

第1号の基準に対する例外基準であり、手動開閉装置を備えたノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）を用いて、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で移動タンクから引火点が40℃以上の第4類の危険物を容器に詰め替えることができるものである。

「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、毎分60リットル以下の吐出量であること。

3 静電気災害防止措置（第3号関係）

引火性液体のうち固有抵抗（液体の電気抵抗値）の高いものは、その流動に伴い静電気が蓄積されやすく、その放電により火災等に至るおそれ大きい。そこで、こうした危険性の高い液体危険物を移動タンクに注入し、又は移動タンクから出すときは、移動タンクに設けられた接地導線により接地電極等（地中から立ち上がる金属配管であっても可）に接地し、静電気の蓄積を防止しなければならない。

「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」には、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第一石油類及び第二石油類が該当する。

4 タンクへの充てん作業時の基準（第4号関係）

静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクの上部から注入するときは、液体の攪拌及び危険物ミスト（霧）の発生等に起因する注入中の事故を防止するため、注入管（ドロップチューブ等）を用いるとともに、当該注入管の先端を移動タンクの底部につけて注入しなければならない。

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第36条の4第2項第4号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
 - (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
 - (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては、常用圧力の1.1倍以下の圧力で、それぞれ作動する安全装置を設けること。
 - (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
 - (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつ

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

ては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

【解説】

1 常置場所（第1号関係）

「防火上安全な場所」については、本規定の適用を受ける移動タンクは、危険物を積載した状態での常置が認められることから、積載する危険物の性状、及び、周囲の状況から判断しなければならず、具体的には、当該移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることができる場所であり、かつ、以下に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 火気設備等が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所とすること。ただし、火気設備が付近に設けられている場合は、次に掲げる措置が講じられていること。
 - ア 火気設備の放熱により移動タンクが加熱されないよう、区画等の措置
 - イ 移動タンクから漏れた危険物が容易に火気に接しないよう、区画等の措置
- (2) 屋外の場合にあっては、移動タンクを積載した車両の周囲に50センチメートル以上の空間を保有すること。
- (3) 屋内の場合にあっては、壁、柱、床及び天井が不燃材料で造られ、又は覆われた場所とすること。

屋外に該当する建築物の屋上に設けられる駐車場及び屋内に該当する立体駐車場内を常置場所とすることについては、危険物を積載している移動タンクという性質上、防火上安全であるとは認められない。

2 タンクの構造及び強度（第2号関係）

本号は、タンクの板厚及びタンクの使用圧力に応じた耐力を規定したものである。

「同等以上の機械的性質を有する金属板」は、ステンレス鋼板やアルミニウム合金等の金属材料を想定しているもので、これらの材質を使用する場合の最小板厚は、次式により算出された数値以上とすること。ただし、最小板厚は、2.8ミリメートル以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)
A : 使用する金属板の伸び (%)

3 タンクの固定方法（第3号関係）

本号は、タンクと車両との固定方法について規定したものである。

「これに相当する部分」とは、「メインフレーム（サイドメンバー）」又は「クロスメンバー」等車両の骨格に相当する車台が該当する。

《参考》シャーシフレーム、メインフレーム（サイドメンバー）及びクロスメンバーについて「シャーシ」とは、「フレーム」（枠）のことであるが、自動車の骨格となるフレーム自体を指し、一般的にシャーシフレームと呼ばれる。また、サイドメンバー及びクロスメンバーとは、アンダーボディーに強度や剛性を上げるために用いられる部材で、前後や左右方向のねじれや曲げを防ぐ。車両に対して前後方向にのびるものをサイドメンバー、横方向にのびるものをクロスメンバーと呼ぶ。いずれも、車両のベースとなる骨格である。

4 安全装置（第4号関係）

タンク内部の圧力を有効に吹き出すための装置であり、その性能上、取り付けるタンク（槽）の大きさに応じて、次に掲げる通気面積を有すること。なお、一の安全装置により有効な通気面積を確保できない場合、二以上の安全装置の合計によって、確保することとして差し支えない。

タンク（室）の容量	2,000 リットル以下	2,000 リットルを超える
有効通気面積	15 平方センチメートル以上	25 平方センチメートル以上

安全装置には、単動式（内圧が高くなった場合のみ作動するもの）及び複動式（タンク内とタンク外の圧力差が発生した場合に作動するもの）があるが、本号の基準は、タンク内の圧力上昇に対してのみ有効に作動することを求めるものであるため、いずれを選択しても差し支えない。

5 タンクの間仕切り（第5号関係）

タンクは、一の槽の容量を4,000 リットル以下とする必要がある。なお、間仕切りに用いる材料及び板厚は、第2号の例による。

6 槽の基準（第6号関係）

タンクは、前号の間仕切りで仕切られた槽ごとに、マンホール及び第4号に規定する安全装置を設け、槽の容量が2,000 リットル以上となる場合については、移動タンクの移動中（走行中）における液動を抑えるための防波板を設けなければならない。

「同等以上の機械的性質を有する材料」については、金属板を用いる場合については、次の式により計算された板厚を最小板厚とする。ただし、1.2ミリメートル未満となる場合は、1.2ミリメートルとする。なお、防波板の材質は金属板に限られるものではない。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6 \quad \begin{array}{l} t : \text{使用する金属板の厚さ (mm)} \\ \sigma : \text{使用する金属板の引張強さ (N/mm}^2\text{)} \end{array}$$

防波板の取付は、次の事項に従い取り付けられることが適当である。

- (1) タンク室内の2か所に、その移動方向と平行に、高さ又は間仕切りからの距離を異にして設けること。
- (2) 1か所に設ける防波板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の50パーセント以上（タンクの移動方向に直角の断面形状が円形又は短径が1メートル以下である場合は、40パーセント以上）とすること。
- (3) 貯蔵する危険物の動揺により容易に湾曲しない構造とすること。

7 マンホール等（第7号関係）

マンホール及び注入口の蓋に用いる材料及び板厚は、第2号の例による。

8 防護枠（第8号関係）

移動タンクが横転した際などに、タンク上部に設けられている装置類の破損による危険物の流出を防止するために、タンク上部に設ける装置類の保護措置である。

「附属装置」とは、マンホール、注入口（ふたを含む。）、安全装置のほか、計量口（ふたを含む。）、底弁操作ハンドル等、タンク上部に設けられる装置をいう。

防護枠の構造は、次の事項により取り付けられることが適当である。

- (1) 防護枠の高さは、附属装置の頂部より50ミリメートル以上の高さを有するものであること。

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

(2) 防護枠は、2.3ミリメートル以上の鋼板で造られていること。ただし、鋼板以外の金属板で造る場合は、次の式より算出された数値以上の板厚とすること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状のものであること。

《参考》防護枠の形状について

防護枠の形状については、危政令第15条による移動タンク貯蔵所の基準に準じているが、危険物第4類の第二石油類（灯油及び軽油等）を積載するもののうち、タンク容量が小さいものについては、当該タンクを積載する車両が小型であること、及びタンク本体の重量が比較的軽量であり、積載する危険物の重量も軽量となることから、上記による場合より形状を簡易にできる場合がある。

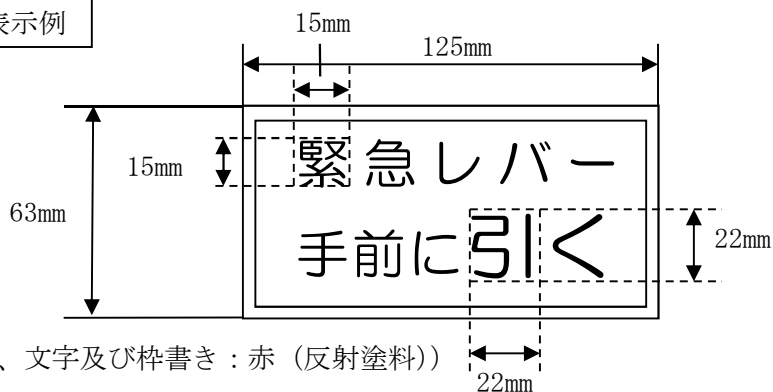
9 底弁の非常閉鎖装置（第9号関係）

「非常の場合に直ちに閉鎖できる弁等」とは、タンク下部に排出口を設ける場合、流出事故発生時などに緊急に閉止する非常閉鎖装置等をいう。なお、非常閉鎖装置等は、必ずしもレバー操作により閉止するものとは限らず、ワイヤー等を引くことにより閉止する構造のもの等が想定される。なお、当該装置は移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作を行えるものであることとする。

非常閉鎖装置の付近には、その旨を表示することとされており、表示の規格は次に示す例によることが望ましい。

「外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置」とは、移動タンクを積載した車両への諸車の衝突時に、配管に加えられた衝撃がタンク底弁部分に直接作用しないように措置する方法で、配管に可撓性の配管を設け、又は配管を屈曲させる等により措置する方法がある。

緊急レバーの表示例



10 配管の弁（第10号関係）

配管の先端には、当該配管からの危険物の流出を防止するために弁を設けなければならない。

ホースリールホースにより危険物を取り扱う設備を有する移動タンクについては、ホースリールホースの先端に手動開閉ノズルを設けることで足りる。

11 電気設備の構造（第11号関係）

「可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所」とは、タンク室内、防護枠内及び遮蔽された機械室内で、次の要件に該当する場合である。

- (1) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- (2) 引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の温度において貯蔵し、又は取り扱う場合

【特殊な形態等に係る基準等】

条例規制による施設は、当該場所及び設備の形態により、第36条に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準のうち、該当する条項を適用するものであるが、特に、次に掲げる施設については、基準の適用範囲等を明確にする必要があるため、「特殊な形態による施設」とし、規制範囲、数量算定及び適用条項等について示す。

1 配管による供給施設（中継タンクを有するもの）の基準

階層住宅等の建築物の暖房に供給することを目的として設けられる屋外、屋内又は地下に設置する危険物を収納する主たるタンク（以下「主タンク」という。）、主タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち燃焼機器に至る最終のタンク（以下「戸別タンク」という。）、主タンクと戸別タンクの間、中継のため階層住宅等の建築物の屋上又は最上階に設けられるタンク（以下「中継タンク」という。）及びこれら間を繋ぐ配管その他の設備（以下「配管設備」という。）により構成される施設形態のものをいう。

(1) 規制範囲

ア 主タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管設備の全体とする。

イ 独立した系統ごとに同一の場所として数量算定する。

(2) 数量算定

規制範囲全体で取り扱う危険物の総量とする。ただし、次に掲げる部分の危険物の数量を除く（算定により指定数量以上となる場合は、危政令による規制の対象となる。）。

ア 中継タンクの容量が指定数量の5分の1未満（フロート制御により、指定数量の5分の1以上危険物が滞留しない中継タンクを含む。）の場合

中継タンク、戸別タンク及び配管内に滞留する危険物の数量

イ 中継タンクの容量が指定数量の5分の1以上（アに該当する場合を除く。）の場合

戸別タンク及び配管内に滞留する危険物の数量

※ 中継タンクの容量が指定数量の5分の1以上となることは、戸別タンクの故障などによる流出事故発生時に、戸別タンク及び主タンクからの危険物流出危険性が大きくなるため、指定数量の5分の1未満とするよう指導すること。

(3) 位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 建築物の基準

耐火構造の建築物又は準耐火建築物であって、その壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料とし、当該貯蔵取扱い場所のうち、主タンク、中継タンク及び戸別タンクを設置する床又は屋根が、危険物が浸透しない材料で造られた建築物であること。

イ タンクの基準

(ア) 主タンク

主タンクの位置、構造、及び設備の技術上の基準は、第36条の3第2項、第36条の3の2、第36条の4第2項及び第36条の5第2項のうち、該当する基準に従い、設置されるものであること。

(イ) 中継タンク

中継タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第36条の4第2項の基準（第6号、第9号、第10号及び第12号を除く。）によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 危険物の溢流を防止するため、専用の戻り管を設けること。

b 容量100リットル以下の中継タンクは、板厚を1.6ミリメートル以上とすること。

c 建築物の屋上に設置するタンク（タンク室に設置するものを除く。）については、防油堤を設けることとし、当該防油堤に係る基準は次に適合するものとする。

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

- (a) 防油堤の容量は、中継タンクの容量以上とすること。
- (b) 危険物が浸透しない不燃材料以上の材質で造り、收容された危険物が防油堤外に流出しない構造とすること。
- (c) 雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設けること。
- (d) 覆いは、タンクの点検の支障にならない構造とすること。
- d タンク室に設けるタンクについては、第36条の3の2の基準に適合する室内とすること。なお、タンク室をタンク専用室とした場合は、しきい高の構造とし、しきい内に中継タンクの容量以上の危険物を收容することができる構造とした場合は、防油堤を設けないことができるものとする。

(ウ) 戸別タンク

戸別タンクの基準は、第36条の4第2項第2号、第3号、第4号、第11号及び第16号の基準に適合するほか、次によること。

- a タンクの容量は、30リットル以下とすること。
- b タンクの板厚は、1.2ミリメートルとし、気密に造ること。
- c タンクを固定する架台は、不燃材料で造ること。
- d 危険物の溢流を防止するため、専用の戻り管を設けること。
- e 点検が容易な場所に設けること。
- f 戸別タンクから供給される燃焼機器は、戸別タンクが設置されている階と同一の階とするとともに、当該供給に差し支えない位置に戸別タンクを設置すること。
- g 最下層の戸別タンクの設置位置は、危険物の戻りに障害を生じない位置とすること。

ウ 配管の基準

第36条の2第2項第9号の基準に適合するものとするほか、次の基準に適合するものとする。

(ア) 戻り管

- a 弁を設けないこと。
- b 主タンクから中継タンクへ危険物を供給する配管（以下「供給配管」という。）の口径以上の口径を有するものとする。ただし、戻り管内に危険物が滞留する構造となるものについては、供給配管の口径よりも大きい口径を有するものとする。
- c 中継タンクに設ける戻り管と戸別タンクに設ける戻り管は、共用して差し支えないものであること。
- d 戻り管は、主タンクの通気管に接続しないこと（一部の兼用も認められない。）。

(イ) 供給配管

- a 戸別タンクを個別に供給遮断できる弁を設けること。
- b 戸別タンクを個別に供給遮断する操作を行った際、当該戸別タンク以外の戸別タンクへの供給が遮断されない構造とすること。

エ その他の設備の基準

(ア) 電気設備は、第36条の2第2項第7号の基準に適合するものであること。

(イ) 主タンクから戸別タンクへ供給する系統には、緊急の際、ポンプの停止又は弁の閉止等により、危険物の供給を遮断する装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。

(ウ) 規制対象となる設備機器等は全て、防火上安全な場所に設置されていること。

(4) その他の事項

ア 共同住宅等において、戸別タンク二次側の供給先は、複数戸であっても差し支えないものであること。

イ 戸別タンクは、燃焼機器等へ接続される最終のタンクであり、戸別タンク油面からの落差による圧力が燃焼機器にかかることから、設置される燃焼機器との落差による調整のほか、戸別

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

タンク二次側に圧力調整器等を取り付け、燃焼機器の異常燃焼を防止する措置を講じる必要がある場合があること。

ウ 貯蔵及び取扱いに関する技術上の基準として、「主タンクに注油する場合は、供給ポンプが停止していること及び主タンクへの危険物の戻りが無いことを確認してから、注油作業を行うこと。」とし、当該注意事項に関する表示を注入口付近に設けることが望ましい。

2 配管による供給施設（中継タンクをしないもの）の基準

階層住宅等の建築物の暖房に供給することを目的として、屋外、屋内又は地下に設置した主タンクから、検針盤等の電磁ポンプにより戸別タンクに危険物を供給する形態のものである。

(1) 規制範囲

ア 主タンク、戸別タンク及び配管設備の全体とする。

イ 独立した系統ごとに同一の場所として数量算定する。

(2) 数量算定

同一の場所における主タンクの容量（複数の主タンクを有するものは、合算した数量）とする（算定により指定数量以上となる場合は、危政令による規制の対象となる。）。

(3) 位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 建築物の基準

耐火構造の建築物又は準耐火建築物であって、その壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料とし、当該貯蔵取扱い場所のうち、主タンク、戸別タンクを設置する床又は屋根が、危険物が浸透しない材料で造られた建築物であること。

イ タンクの基準

(ア) 主タンク

主タンクの位置、構造、及び設備の技術上の基準は、第36条の3第2項、第36条の3の2、第36条の4第2項及び第36条の5第2項のうち、該当する基準に従い、設置されるものであること。

(イ) 戸別タンク

戸別タンクの基準は、第36条の4第2項第2号、第3号、第4号、第11号及び第16号の基準に適合するものとするほか、次によること。

a タンクの容量は、30リットル以下とすること。

b タンクの板厚は、1.2ミリメートルとし、気密に造ること。

c タンクを固定する架台は、不燃材料で造ること。

d 危険物の溢流を防止するため、専用の戻り管を設けること。

e 点検が容易な場所に設けること。

f 戸別タンクから供給される燃焼機器は、戸別タンクが設置されている階と同一の階とするとともに、当該供給に差し支えない位置に戸別タンクを設置すること。

g 最下層の戸別タンクの設置位置は、危険物の戻りに障害を生じない位置とすること。

ウ 配管の基準

第36条の2第2項第9号の基準に適合するものとするほか、戻り管については、次の基準に適合するものとすること。

(ア) 弁を設けないこと。

(イ) 供給配管の口径以上の口径を有するものとする。ただし、戻り管内に危険物が滞留する構造となるものについては、供給配管の口径よりも大きい口径を有するものとする。

(ウ) 戸別タンクに設ける戻り管は、他の戸別タンクに設ける戻り管と共用して差し支えないものであること。

(エ) 戻り管は主タンクの通気管に接続しないこと（一部の兼用も認められない。）。

エ その他の設備の基準

(ア) 電気設備は、第36条の2第2項第7号の基準に適合するものであること。

(イ) 主タンクから戸別タンクへ供給する系統には、緊急の際、ポンプの停止又は弁の閉止等により、危険物の供給を遮断する装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。

(ウ) 規制対象となる設備機器等は全て、防火上安全な場所に設置されていること。

(4) その他の事項

ア 共同住宅等において、戸別タンク二次側の供給先は、複数戸であっても差し支えないものであること。

イ 戸別タンクは、燃焼機器等へ接続される最終のタンクであり、戸別タンク油面からの落差による圧力が燃焼機器にかかることから、設置される燃焼機器との落差による調整のほか、戸別タンク二次側に圧力調整器等を取り付け、燃焼機器の異常燃焼を防止する措置を講じる必要がある場合があること。

3 自動吸上給油装置（オイルサーバー、オイルリフター等）による供給施設の基準

「自動吸上給油装置」とは、燃焼機器等への供給用のタンクに危険物の吸引ポンプが付随する構造のものであること。

(1) 基準の適用範囲

自動吸上給油装置のポンプ一次側が、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに接続する場合は、当該ポンプの一次側の接続部分までを、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所として規制する。

(2) 適用条項

装置二次側において、指定数量の5分の1以上指定数量未満の取扱いがされる場合は第4章の適用を受けるが、通常想定される指定数量の5分の1未満の取扱いについては、第3条第1項第18号（炉の附属設備）としての規制を受けることとなる。この場合、当該規定によるほか、次に掲げる事項に適合するものであること。

ア 常に点検できる場所に設けること。

イ 複数個の装置を近接して設ける場合は、点検に必要な空間を設けること。

ウ 燃焼機器からの高さは、2.5メートル以下とすること。ただし、減圧装置を設ける場合はこの限りでない。

(3) その他の事項

自動吸上給油装置を相互に接続することは、火災予防上の安全性から、認められないものであること。

4 自動車等に給油することを目的とする施設の基準

(1) 規制範囲

ア 自動車等への給油を目的として危険物を貯蔵するタンク（以下「専用タンク」という。）は、専用タンクに接続されるホース機器等及び給油を受ける自動車等が給油を受けるために必要とされる広さの範囲の一角を同一の場所とする。

イ 一の車両が任意の場所に停車して給油を受ける場合、複数の給油を目的とする取扱設備から同時に給油できる位置関係のものについては、同一の場所の設備として規制する。

ウ 同一の小排水溝に囲まれている場合は、同一の場所として規制する。

エ 専用タンクに自動車等に直接給油する設備を設けない指定数量未満のタンクを接続する場合で、タンクが次のいずれかに該当する場合は、同一の場所における専用タンクとして規制する。

(ア) 弁の操作のみによって、専用タンクに危険物を供給でき、かつ、双方のタンクの液面高さ

が同一となるように設置されたもの

(イ) 同一の小排水溝で囲まれているもの、又は同一のアイランド（車両衝突防止用の固定給油設備基礎部分をいう。）上に設置されるもの

(ウ) 屋内の場合においては、屋内の同一の場所の例による。

(2) 数量算定

次のいずれかの数量のうち、大なる数量により算定する。

ア 専用タンクの容量（複数の専用タンクが同一の場所にある場合は、合計の数量）

イ 同一の場所における一日の取扱数量

(3) 位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 給油を行う場所の基準

(ア) 給油を行う場所が屋外である場合、当該地盤面は、第36条の3第2項第2号の基準に適合するものであること。また、危険物を貯留する設備に雨水が入るおそれがある場合においては、当該設備は油分離装置とすること。

(イ) 給油を行う場所が屋内である場合、当該場所は第36条の3の2の基準に適合する場所であること。

イ タンクの基準

専用タンクの位置、構造、及び設備の技術上の基準は、第36条の3第2項、第36条の3の2、第36条の4第2項及び第36条の5第2項のうち、該当する基準に従い、設置されたものであること。

ウ 配管の基準

第36条の2第2項第9号の基準に適合すること。

エ その他の設備の基準

(ア) 標識及び掲示板は、当該給油を行う場所の見やすい位置に設置すること。

(イ) ポンプ等の設備を設けるものにあつては、第36条の2第2項第2号の基準に適合するものであること。

(ウ) 電気設備は、第36条の2第2項第7号の基準に適合するものであること。

(エ) 給油のために用いるホース（以下「給油ホース」という。）は、危険物に侵されないものとし、JIS K6343「送油用ゴムホース」に定める一種の性能を有するものに準じた性能を有するものとする。

(オ) 給油ホースの先端には、手動開閉装置を備えた給油ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）を設けること。

5 ホームタンク洗浄車の基準

(1) 規制範囲

危険物を取り扱う装置を積載した車両

(2) 数量算定

次のいずれかの数量のうち、大なる数量により算定する。

ア 危険物を取り扱う装置に停滞する危険物の瞬間最大停滞量

イ 一の取扱場所において取り扱う最大取扱量

(3) 位置、構造及び設備の技術上の基準

第36条の2第2項第2号、第7号、第8号、第9号、第36条の4第2項第1号、第4号、第5号から第8号及び第11号の基準に適合するものとするほか、次の基準に適合するものであること。

ア 車両を常置する場所は、防火上安全な場所とすること。

イ 洗浄機等は、車両に堅固に固定すること。

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

ウ ホース機器は導電性を有する耐油ゴムホースとし、車両に完全に収納できる装置を備えるものであること。

エ 洗浄機又は洗浄機を積載する車両（以下「洗浄機等」という。）には、その前後の見やすい位置に第36条の2第2項第1号の例による標識を設けること。

オ 移動電線は、キャップタイヤケーブル又はクロロプレンキャップタイヤケーブルとすること。

（4）貯蔵及び取扱いの技術上の基準

ア 危険物の取扱い作業は、屋外（洗浄作業の対象となるタンクが屋内である場合に限り、当該屋内の部分を含む。）の防火上安全な場所で行うこと。

イ 洗浄作業の対象となるタンクに接続される燃焼機器等の使用を停止すること。

ウ 危険物の取扱い作業中は、機器及びポンプ等を有効に接地すること。

エ 配管内の洗浄時の配管に対するガス（空気）圧は、200キロパスカル以下とし、排出場所は、屋外の防火上安全な場所とするとともに、配管内の危険物が他に流出しないよう、容器等の受け皿を用いること。

オ 廃油を容器に収納する際は、指定数量の5分の1未満の数量に限ること。また、詰め替える容器は、第36条の2第1項第16号の基準の例によること。

カ 取扱作業時以外は、設備機器内に危険物の滞留をさせないこと。

キ ストレーナーの交換、点検等を行う場合は、条例第36条の2第1項第6号の基準を遵守すること。

ク 装置により危険物を取り扱う際には、事前に点検を実施すること。

（5）その他の事項

ア 第71条第1項の届出の提出先は、当該車両を常置する場所を管轄する消防署長とすること。

イ 洗浄機等には、第71条第1項の届出書（届出済の確認を受けたものに限る。）の写しを備え付けること。

ウ 洗浄機を積載する車両には、危政令別表第5の第4類の危険物の欄に適合する第五種の消火設備のうち、自動車用のもの1個以上を積載すること。

6 移動式融雪車の基準

「移動式融雪車」とは、走行しながら融雪を行うための融雪槽、バーナー及びバーナーで消費する危険物を貯留するタンク（以下「消費タンク」という。）を有する車両をいう。

（1）規制範囲

危険物を取り扱う装置を積載した車両

（2）数量算定

次のいずれかの数量のうち、大なる数量により算定する。

ア 消費タンクの容量

イ 当該車両で一日に消費する危険物の最大取扱量

（3）位置、構造及び設備の技術上の基準

ア 消費タンクの基準

（ア）消費タンクは、第36条の4第2項第1号、第9号及び第10号の基準に適合するものであること。

（イ）消費タンクの周囲には、堰など、危険物の流出を防止する措置を講ずること。

（ウ）消費タンクは、交通事故等により損傷を受けにくい位置に堅固に固定すること。この場合において、タンクの側板は、床板、外装板等と共用しないこと。

（エ）消費タンクには、第36条の6第2項第4号の例による安全装置を設けること。

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

(オ) 消費タンクに設置する安全装置は、車両が横転し、又は転覆した際に損傷を受けない位置にするとともに、車両のマフラー、排気筒等の高温体及び電気設備等から1メートル以上離れた位置に設けること。

(カ) 消費タンクの底部には、タンク内の危険物を排出することができる配管及び弁を設けること。

イ 配管の基準

配管は、第36条の2第2項第9号、第36条の4第2項第11号及び第12号の基準に適合するものであること。

ウ 消費設備（バーナー）の基準

(ア) バーナーには、圧力の上昇を防止する装置、未燃ガス排出装置、立消え安全装置及び加熱防止装置等の安全装置を設けること。

(イ) バーナーを設ける室には、有効な換気設備及び危険物の漏れを防止する設備を設けること。

(ウ) バーナーを設ける室と消費タンクが隣接する場合、バーナー室に断熱措置を講ずる等、消費タンクの加熱を防止する措置を講ずること。

エ その他の設備

(ア) 車両の前後の見やすい位置に第36条の2第2項第1号の例による標識を設けるほか、見やすい位置に同号に規定する掲示板を設けること。

(イ) 危険物取扱作業中に発生する静電気を有効に除去する設備を設けること。

(ウ) 危険物を取り扱う設備に異常が生じた際、警報を発する装置等を設けること。

(4) その他の事項

ア 第71条第1項の届出の提出先は、当該車両を常置する場所を管轄する消防署長とすること。

イ 車両には、第71条第1項の届出書（届出済の確認を受けたものに限る。）の写しを備え付けること。

ウ 洗浄機を積載する車両には、危政令別表第5の第4類の危険物の欄に適合する第五種の消火設備のうち、自動車用のもの1個以上を積載すること。

エ 使用する危険物に対応する吸着マットを積載すること。

オ 常置場所に常置する場合は、消費タンク内に危険物を収納しない状態とすること。

7 地下に設けたピット室内にタンクを設ける場合（地下式ホームタンク）の基準

地下式ホームタンクとは、地盤面下にタンクを収容する独立した室（タンク室）を埋設し、室内にホームタンクを設置する（タンク室内は砂等で埋没させない。）ものである。

(1) 規制範囲

当該タンク室内及び接続する配管

(2) 数量算定

タンク室内に存するタンクの容量による指定数量の合計とする。ただし、共同住宅等の燃料供給施設の一部で、タンク室以外に主タンクを有する場合は、この限りでない。

(3) 位置、構造及び設備の技術上の基準

ア タンク室の基準

(ア) 床及び天井を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(イ) 床及びタンクから漏れた危険物が貯留するおそれのある部分の側壁は、危険物が浸透しない材料で造ること。

(ウ) 底部及び側壁は、防水モルタル等により防水措置を講ずること。

(エ) 上部に点検用のマンホールを設けるとともに、内部に必要な点検空間を保有すること。なお、マンホールは防水措置を講じたものであること。

【第36条の6（少量危険物の移動タンクの技術基準等）】

イ タンクの基準

第36条の4第2項の基準によるほか、次による。

(ア) 第5号に規定する通気口は、地盤面より2メートル以上の高さの位置に設けること。

(イ) 第13号及び第14号の規定は、タンク室の構造をもって適合しているとみなすことができること。

ウ 配管の基準

配管は、第36条の2第2項第9号、第36条の4第2項第11号及び第12号の基準に適合するものであるほか、タンク室の貫通部分は、タンク室のうち床及びタンクから漏れた危険物が貯留するおそれのある部分の側壁以外の場所とすること。